

請願・陳情とは？

請願・陳情の概要

地方公共団体等に対し、困っていることや意見・要望について、公的な機関へ改善などを要望するよう申し出ることです。議員の紹介がないものを陳情、紹介があるものを請願と呼びます。



陳情
第2号

保育士配置の最低基準の引き上げと、
保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情書

陳情の理由

日本の保育所における職員配置の最低基準は、長年見直されておらず、世界的に見ても低い状況である。このことは、厳しい労働条件に直結し、子どもが亡くなる痛ましい事故や、保育士による事件の遠因になっているとの指摘もある。

劣悪な保育士配置基準を引き上げるためにも、保育予算の大幅な増額が必要であることから、国に対して、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める。



主な意見



- ・9月定例会においても保育士の待遇改善が議案として上げられており、保育士の確保が目的の一つとなっている。保育士の働き方改善のためには、現状の基準を見直し、より多くの保育士によって子どもを見ることが、保育士にとっても、子どもにとっても安心・安全を確保するために必要なことである。
- ・保育予算を増額し、保育士の労働条件を改善し、より多くの保育士を採用することが、出生率の上昇や、人口減少対策に結び付くことにもつながる。



採択



市会案第5号 保育士配置の最低基準の引き上げと、 保育予算の大幅な増額を求める意見書について

2022年の出生数は約77万人で、統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割り、過去最少の水準となった。背景のひとつに、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子どもの権利を守る制度の不備など、乳幼児期の保育環境や制度の問題があげられる。

日本の保育所の職員配置の最低基準は、1、2歳児は1967年から56年間、4、5歳児は1948年に基準が定められてから75年間一度も見直されていない。世界的に見ても低い基準は厳しい労働条件に直結し、子どもが亡くなる痛ましい事故や、保育士による事件の遠因になっているという指摘もある。

本年4月に発足したこども家庭庁の予算に、4、5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれたが、対象となる施設は、定員が121人以上で、保育士の平均勤続年数が12年以上が条件で、当てはまる施設は全保育園のわずか4%しかない。

OECD調査によると、子ども・子育て支援に関わる公的支出(2017年)は、日本がGDP比1.79%で、加盟国平均(2.34%)以下。出生率を引き上げたフランス(3.6%)や英国(3.23%)の半分程度に過ぎない。岸田首相は、年頭の会見で「異次元の少子化対策」を実現させると宣言し、子ども・子育て予算の倍増をめざすとしている。しかし、2023年度のこども家庭庁の予算は4兆8,104億円で、22年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて2.6%の増額に留まっている。

公的支出のGDP比が低い国ほど出生率が低いと言われており、保育士配置の最低基準を引き上げるためにも、保育予算の大幅な増額が必要である。

よって、国におかれでは、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 保育士配置基準の引き上げを行うこと
- 2 保育予算を大幅に増額すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月22日

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策)